

令和8年度ブロック塀等安全対策支援事業について

地震発生時におけるブロック塀などの倒壊による被害を未然に防止し、避難経路を確保することを目的として、危険性が高いブロック塀等の撤去、改修、建替え工事費用の一部を補助するものです。

実施期間

受付開始：令和8年6月1日

完了期限：令和9年1月29日

※予算に達した時点で受付終了となります

※事業完了次第速やかに実績報告書を提出して下さい

事前相談

申請にあたり対象となるブロック塀等であるか確認を行いますので、申請の前に必ず地域整備課へ相談をお願いします。

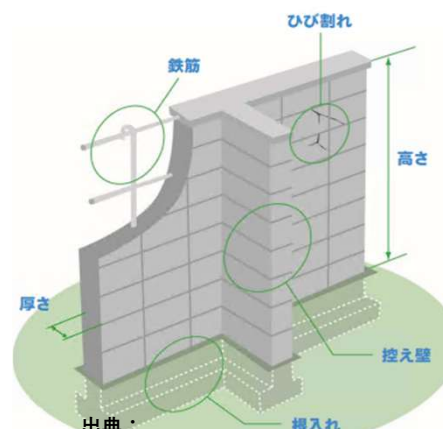
補助金額

・補助金は①と②のいずれか低い額となります

①補助対象経費に2/3を乗じた額

② 15万円

※補助金の交付は、1つの敷地につき1回限りになります



出典：
パンフレット「地震からわが家を守ろう」
日本建築防災協会 2013.1より一部改

補助対象

○対象者

- ・胎内市に住民登録を有する者
- ・胎内市内に存するブロック塀等の所有者又は所有者の同意を得た管理者
- ・市税等の滞納が無いこと

○対象ブロック塀等

避難路に面する高さ1m以上のブロック塀等で点検の結果、倒壊の危険があると認められたもの

○対象工事

- ①既存のブロック塀等を解体し、撤去する工事
- ②既存のブロック塀等の高さを1m以下にする改修工事
- ③既存のブロック塀等を撤去し、建築基準法による構造基準に適合するブロック塀やフェンス等を新設する建替え工事

※宅地と宅地の境界にあるもの、市が定める通学路・避難経路等以外の道にのみ面しているものは対象外となります。

※施工業者は市内に主たる事業所を有し、ブロック塀等の改修等を業としている法人又は個人事業者

【問合わせ先】

胎内市役所地域整備課 都市計画建築係 (☎ 0254-43-0306)

危険なブロック塀の撤去など 工事費用に対して補助金が受けられます

補助金額
の上限

15万円

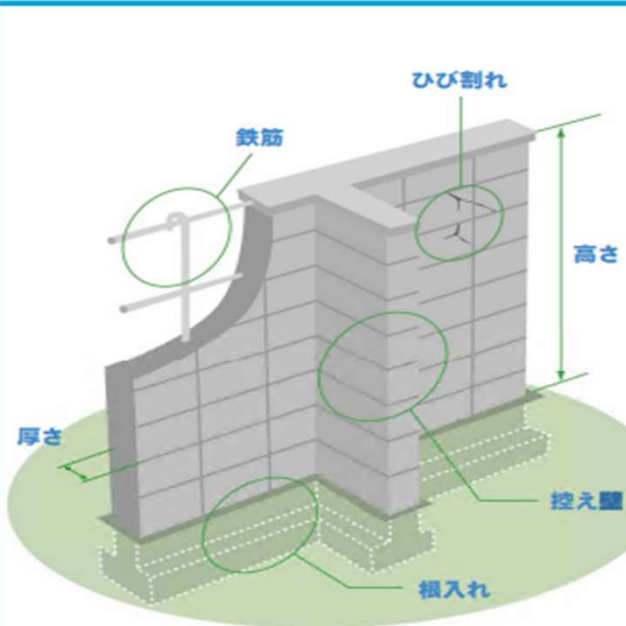
地震発生時におけるブロック塀の倒壊による被害を未然に
防止し、避難経路を確保する事を目的としています

- ・ブロック塀の高さを1m以下にする工事
- ・ブロック塀の解体、撤去
- ・ブロック塀を撤去し新設する建替え工事

ブロック塀の点検のチェックポイント

別紙1

国土交通省



ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。
まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
- 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)
・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか
・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 塀に鉄筋が入っているか
・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

出典：
パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013.1 より一部改

【事前相談】

申請にあたり対象となるブロック塀等であるか確認を行いますので
申請の前に必ず地域整備課へ相談をお願いいたします。